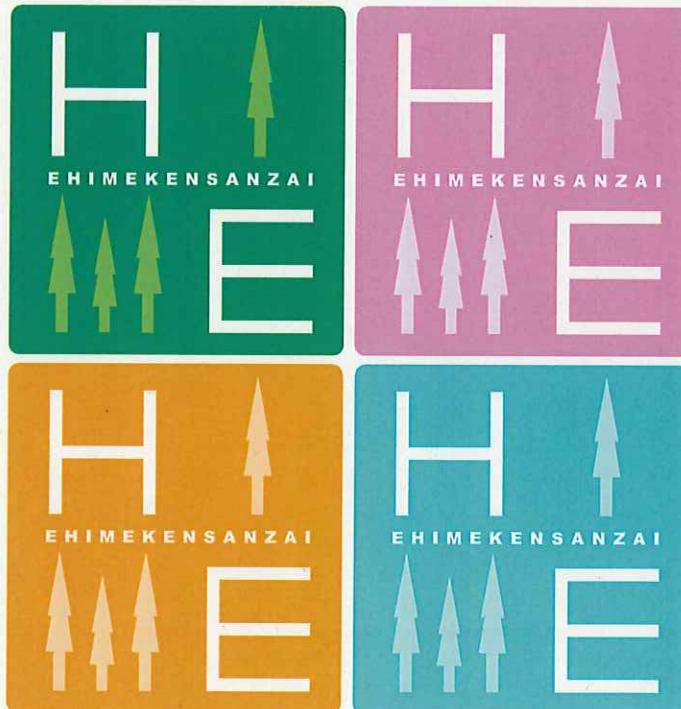


愛媛県

木材協会 だより 1号



目次

会長挨拶 P1	会員紹介 P8
柱材提供事業について P2	平成 26 年度補正予算事業報告 P9~11
利子補給制度について P3 ~ 5	職員の紹介 P12~13
労働安全関係 P6 ~ 7	平成 28 年度研修会のご案内 P14

ご挨拶



一般社団法人 愛媛県木材協会

会長 井関 和彦

一般社団法人愛媛県木材協会の会員の皆様には、日頃から当協会の運営にご協力とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、愛媛県には土地面積の71%にあたる401千haの森林があり、このうちの民有林面積は361千haで、90%を占め、人工林は221千ha、人工林率は61%となっています。人工林の蓄積は年々増加し、平成26年度においては、約8,200万m³、毎年の成長量は100万m³で、41年生以上の森林が82%となっています。また本県の原木生産量は、53万m³で全国第11位、製品生産量は41万m³、全国第7位という状況です。

今後はこの森林資源を活用し、さらに供給量を増やし、林業・木材産業が地域の成長産業として成立することが目標になっています。

このような状況を踏まえ、愛媛県では全国に先駆けて、平成13年から公共施設の木造化等を積極的に進めていただいているが、国は平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を施行し、国の施設での木材利用はもとより、県や市町にも木材利用推進方針の策定を求め、対応がなされるようになり、全国的に木材の利用に向けた機運が高まってきています。2020年に開催される東京オリンピックの新国立競技場に木材が使われることは、その象徴的な現れだと考えられ、これは人や自然に優しく、再生可能な資源である木材を活用し、あらゆるところに利用しようとするウッドファースト社会の到来ではないかと期待しているところです。

しかしながら、現実には全国の住宅着工戸数は減少し、木材需要が縮小するなどの厳しい状況になっているのですが、本県では、愛媛県の手厚いご支援のもとで、会員の皆様の真摯なご努力により、木造住宅の着工戸数は横ばい傾向で維持されるとともに、県外に向けては品質・性能の確かなブランド材の「媛すぎ」、「媛ひのき」を旗頭として多様な製品の販売拡大に努められるほか、国策として体制整備をしているC.L.Tの加工施設の造成などに取り組まれています。

このような取り組みやバイオマス発電事業により、今後県内での原木需要はますます高まると考えられますが、山村地域では深刻な人口減少とあいまって、原木生産の採算性は新規の参入を誘発するような改善がなされないままの状況となっており、森林資源は潤沢にあっても、十分な活用ができないのではないかと危惧しているところです。

愛媛県木材協会は、会員の皆様のご協力を仰ぎ、関係機関とも連携して、このような課題の解決に取り組みながら、消費者ニーズに応える木材製品を安定供給し、住宅等への木材需要を拡大していくことで、木材産業や建築・流通業にとどまらず、地域経済の活性化に寄与していきたいと考えております。

えひめ材の家づくり促進支援事業 「柱材プレゼント」について

この愛媛県事業は、県産材を使用して木造住宅や店舗等を新築される方に、県産の柱材80本相当分を助成します。(184,000円を上限とする)

対象となる住宅

- 県内において、自らが5年以上使用するために建築する住宅等
- 主要部材に県産材を概ね80%以上(最低65%以上)使用し、延床面積80m²以上の住宅等
- 使用する柱材は、県産材のJAS製品かまたはJAS同等格柱材
- 建設中、愛媛県林材業振興会議から貸し出されるのぼりを設置するとともに、構造見学会等を行うことがあれば、PRに協力できる住宅等
- 完成後、アンケートに答えるなど3年間のモニター協力ができる住宅等
- 建築基準法及びその他関係法令(用地等も含む)を遵守して建築する住宅等

申込方法

- 申請者は愛媛県林材業振興会議に「木材引換券交付申請書」とともに建設予定地を示した地図と設計図面を添付して申し込んでください。
- 申請者は交付された引換券を住宅施行業者に提出し、助成を受けてください。
- 施工業者は住宅に使用した木材について、製材業者から納材証明書を受け取ってください。
- 施工業者は上棟日の7日前までに「確認依頼書」に関係書類を添付して愛媛県林材業振興会議へ提出してください。
- 使用木材がJAS製品でない場合は、「JAS同等格付審査」が必要ですので、「柱材プレゼント」の申請と一緒に愛媛県木材協会に「JAS同等材格付検査」の申請を行って下さい。

※注意!!

- 「柱80本プレゼント事業」と「グリーン化事業」のうち、地域材を使用する場合の加算については、補助対象が重複しているため併用はできません。ただし、「利子補給制度」(基本補助部分について)と併用はできます。

柱80本プレゼント事業	グリーン化事業(地域材加算)
地域材利用量 地域材利用概ね80%	地域材利用量 地域材利用50%

← 併用不可 →

申込先・問い合わせ先

- 「柱材プレゼント」
愛媛県林材業振興会議 松山市三番町4丁目4-1 林業会館1階 Tel.089-941-0165
- 「JAS同等格付審査」
一般社団法人愛媛県木材協会 松山市三番町4丁目4-1 林業会館3階 Tel.089-948-8973

地域材利用木造住宅 利子補給制度について

この制度は、自らの居住を目的とする一戸建て住宅を、県内で新築・購入される方が、住宅の主要部材に50%以上地域材を利用し、指定金融機関の融資を受ける場合、最長5年間の利子補給(年1.0~1.4%以内)を受けることができる制度です。これは、県内における木造住宅の建設促進と、県内で生産される地域材の利用拡大を目的としており、地域材の利用状況については、木材協会が委託を受け現場確認を行い、証明書を交付しています。

(注)いずれの場合も「借入金利の利率 < 適用利率」の場合、借入金利の利率が適用金利となります。

対象となる方

- 自らの居住を目的とする一戸建て住宅を、県内で新築又は購入される方

対象となる住宅

- 地域材を住宅の主要部材に50%以上利用
- 住宅部分の床面積が75m²以上
- 県内に事務所のある施工業者により建設
- 在来工法又は枠組壁工法により建設

利子補給金の内容について

- 長期優良住宅の認定を受けており、かつ住宅性能表示制度の「高齢者等への配慮に関すること」の等級3に適合する住宅を建設する場合、「基本融資分」のほか、「加算分」についての利子補給を受けることができます。
- 平成28年度は制度拡充し、現在は基本融資分において3段階の利子補給の適用利率を設定していますが、三世代が同居する住宅を建設する場合、利子補給の適用利率が上乗せされます。
- 「基本融資分」と「加算分」の両方とも補給を受けることのできる期間は最長5年間で、半期ごとに交付額を決定し、金融機関を経由して対象者に交付されます。

※注意!!

- 愛媛県の「利子補給制度」と国土交通省の「グリーン化事業(基本補助部分は除く)」は併用ができません。さらに他の補助金との併用を検討される際は、補助の対象や条件を十分に確認して下さい。愛媛県の「柱80本プレゼント」事業とは併用できます。

(グリーン化事業:地域工務店等が省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅等を整備した場合、100万円~185万円を支援。詳しくは「グリーン化事業」で検索。)

利子補給制度(県)	グリーン化事業(国)
基本融資部分・地域材利用50%	地域材加算・地域材利用50%
えひめ優良木造住宅加算・長期優良住宅認定	長寿命型・長期優良住宅認定
基本融資部分・三世代同居加算・長期優良住宅認定	長寿命型・三世代同居対応住宅・長期優良住宅認定

- 年間の募集戸数350戸(4月、8月、12月に募集)に到達した場合は、申込受付を締め切る場合があります。

利用手順

- 申請者は指定金融機関(株)伊予銀行、(株)愛媛銀行、愛媛県信用農業協同組合連合会、愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、愛媛県信用漁業協同組合連合会、四国労働金庫愛媛支店)への融資申し込みと同時に、利子補給の申込を行います。
- 申請者は納材業者が作成した地域材の納材証明書を添付し、指定金融機関に提出後、木材協会の現場確認検査を受けます。納材業者は、証明書を作成する際、下記の点に注意が必要です。
 - 連絡のとれる電話番号の記入(納材証明書の内容について、問い合わせすることができます。)
 - 延床面積の記入(記載漏れが多い)
 - 木材使用量(m³)は下4桁まで記載
- 県知事から利子補給の決定通知を受け、指定金融機関から半期毎に申請者に補給金が交付されます。

問い合わせ先

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 松山市一番町四丁目4-2 Tel.089-912-2758



参考:国立競技場の完成イメージ図

住宅取得に関する その他の支援策一覧

減税制度

- **所得税の控除**: 年末の住宅ローン残高の1%を10年間に渡り所得税から控除する制度。
住宅ローン減税…10年間で最大500万円を控除、控除しきれない場合は住民税から控除。
リフォーム減税…年間で最大12.5万円を5年間に渡り所得税から控除。三世代同居に対応したり
フォーム工事を行う場合は、控除額が増額。
- **固定資産税の減額**: 国が定めた基準を満たし、認定を取得した住宅は固定資産税の減額を受けるこ
とができる制度。5年間、固定資産税を2分の1に減額。リフォームの場合、耐震改修を行った際には
固定資産税を1年間2分の1に、省エネ改修・バリアフリー改修は1年間3分の1に減額。
- **不動産取得税の特例措置**: 不動産取得税について、課税標準を最大1300万円控除、税率を1%軽減
する。
- **贈与税の非課税措置**: 満20歳以上の個人が親や祖父母などから住宅取得等資金を受けた場合、一
定金額までの贈与について贈与税が非課税となる。最大1500万円が非課税。
- **登録免許税の軽減**: 住宅用家屋所有権保存登記の税率0.4%を最大0.1%に引き下げ、さらに移転
登記も0.3%から0.1%に引き下げられる。

補助制度

- **すまい給付金**: 消費税率が8%に引き上げられたことによって、住宅取得時の負担が増加した分を
軽減するための措置。所得に応じて最大30万円を給付。(消費税率10%の場合は最大50万円)
- **地域型住宅グリーン化事業**: 地域工務店等が省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅等を
整備した場合、100万円～185万円を支援。平成28年度より補助対象住宅が拡充。※ただし、一部
地域材利用利子補給制度とえひめの材の家づくり促進支援事業「柱材プロジェクト」の併用ができない
場合があるため注意。
- **長期優良住宅化リフォーム事業**: 条件を満たす住宅の補助対象費用の3分の1、もしくは100万円/
戸(すべて最高基準の場合は200万円/戸)を国が補助。ただし、他の補助金との併用ができない場
合があるため注意。

消費税引き上げに係る経過措置について

平成29年4月1日から消費税が10%に引き上げられる可能性があります。住宅については、原則引
渡日を基準に税率が決定しますが、税率引き上げの半年前の前日(平成28年9月30日)までに契約し
たものについては、仮に引渡日が税率引き上げの基準日以降(平成29年4月1日)になっても、引き上
げ前の税率(8%)を適用することとされています。

※それぞれの支援策の詳細については、お近くの住宅会社などにお聞き下さい。

平成28年度 技能講習・特別教育等実施計画について

- 受講料や申込書等詳細については、愛媛県木材協会のホームページに掲載していますのでそちらでご確認下さい。
- はい作業主任者技能講習につきましては、27年度同様、年4回開催します。
- 安全衛生教育「刈払い機取扱作業者」講習の実施場所は、従来の愛媛県森の交流センターから、下記のとおり変更になりましたので注意して下さい。

実施機関：林業・木材製造業労働災害防止協会 愛媛県支部

	講習科目	実施月日	実施場所
技能講習	はい作業主任者 (法別表18-16)	5月25日(水)～26日(木)	愛媛県森の交流センター (東温市:旧緑化センター)
		8月31日(水)～9月1日(木)	
		11月16日(水)～17日(木)	
		1月18日(水)～19日(木)	
	木材加工用機械作業主任者 (法別表18-1)	11月10日(木)～11日(金)	
特別教育	小型車両系建設機械運転業務 (整地、運搬、積込、掘削用、則36-9)	6月7日(火)	愛媛県森の交流センター (東温市:旧緑化センター)
	伐木等の業務 (則36-8)	6月8日(水)～9日(木)	愛媛県森の交流センター (東温市:旧緑化センター)
		7月27日(水)～28日(木)	
		10月5日(水)～6日(木)	
		1月11日(水)～12日(木)	
安全衛生教育	車両系木材伐出機械等の運転業務 ・走行集材機械(9日) ・伐木等機械(10日) ・簡易架線集材装置等(10日)	8月9日(火)～10日(水)	愛媛県森林組合連合会 中野事業所
	機械集材装置の運転業務 (則36-7)	8月5日(金)	愛媛県森の交流センター (東温市:旧緑化センター)
	刈払い機取扱作業者 (基発66)	5月12日(木)	愛媛県森林組合連合会 中野事業所
		6月10日(金)	松山流域森林組合
		7月29日(金)	松山流域森林組合
		10月7日(金)	松山流域森林組合
	荷役運搬機械等によるはい作業 従事者(基発76、148)	8月23日(火)	愛媛県森の交流センター (東温市:旧緑化センター)

問い合わせは林災防 愛媛県支部まで 電話:089-948-8973

林材業労災防止協会 愛媛県支部よりお知らせ

1. 愛媛県における平成27年の労働災害発生状況について

全産業における死傷者数は4.4%減少しましたが、死亡者数は17人と7人増加しました。また、死亡災害の傾向として、交通労働災害が5人(3人増加)と多くなっています。林業、木材製造業における労働災害の発生件数は次のとおりです。

● 林業では減少	対前年比38%減	47件(平成26年)→29件(平成27年)
● 木材製造業では横ばい	前年と同数	31件(平成26年)→31件(平成27年)

2. 講習会受講料の統一化について

林材業労災防止協会が実施している講習会の受講料について、総務省が、料金設定根拠が明確ではなく、都道府県で統一されていないと指摘しているため、「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会」で受講料の統一化を検討し、平成27年の理事会、総代会で承認されました。

林材業労災防止協会では、現状における各支部の受講料や他の講習機関の実態を考慮して、標準受講料を示し、28年度から実施する方針ですが、周知期間として原則1年間の猶予を得ており、当支部は、支部の実情を考慮して受講料を改正し、平成29年4月から実施します。

受講料の改正率は、現行の105%～157%となります。会員の皆様に対しては、改正率の高い講習については、テキスト代相当額の助成を検討していきますので、ご理解の程よろしくお願ひいたします。

3. 平成28年度の主な事業について

① 第53回全国林材業労働災害防止大会

例年開催されております全国林材業労働防止大会が、下記のとおり四国・香川で開催されます。香川県支部から当支部に対し、100名の参加要請が来ています。

当支部では、参加される皆さまの利便性を考慮し、貸切バスを手配する予定ですので、会員の皆様の積極的な参加をお願いいたします。

記

- 開催日 平成28年10月25日(火)
- 開催場所 サンポートホール高松(香川県高松市)

② 集団指導会

近年の木材製造業における労働災害の発生状況は製造業の中でも突出して高い状態が続いています。このため、平成27年度に実施した林業向けの実践的なリスクアセスメント集団指導会に引き続き、今年度は「木材製造業向けのリスクアセスメント」を行います。演習を主体とした集団指導会を、県内で数回開催し、労働災害の減少に向けた自主的な安全衛生活動の取組をサポートいたしますので、会員の皆様の積極的な参加をお願いします。

会員が利用可能な施設のご案内

愛媛ドライウッド株式会社では、会員の皆様に対し、貯乾燥を行っています。特殊な樹種や、少量でも個別に対応してもらえるので、是非利用して下さい。

● 愛媛ドライウッド株式会社

代表者	代表取締役社長 小倉 瞳
所在地	松山市西垣生町1740-6(TEL:089-972-0317、FAX:972-2712)
業務内容	スギ・ヒノキ・地マツ・木材全般の木材乾燥と仕上げ加工等
設備	高温乾燥機9基、中温乾燥機4基、仕上げ加工機、強度測定機
特徴	少量から対応 少量の乾燥や特殊な樹種の乾燥まで個別に多様な要望に対応 仕上げ加工 最大6,000mm×420mm×150mmまで対応可能・ねじれの修正 強度の測定 グレーディングマシンでヤング係数の測定可能

※詳細はホームページを参考にしてください。 <http://www.e-dw.jp/index.html>

プレカット会員について

四国プレカット協議会の愛媛県支部に所属する当協会員について紹介します。

各会員の業務の詳細は、下表のホームページを参考にしてください。

会員名	代表者	所在地	ホームページ	連絡先
三王ハウジング 株式会社	代表取締役会長 秦 忠弘	新居浜市阿島 1-5-35	http://sanno-er.com	Tel:089-746-1511 Fax:089-746-3120
愛媛プレカット 株式会社	代表取締役 鶴居 美香子	松山市西垣生町 1740-5	http://www.e-precut.co.jp/	Tel:089-972-2992 Fax:089-972-2997
株式会社 ランベックス愛媛	取締役社長 堀川 真吾	松山市南吉田町 2455番地	http://lumbex-ehime.com/company/index.html	Tel:089-971-3044 Fax:089-971-3130
株式会社 鶴居商店	代表取締役 鶴居 康行	松山市西垣生町 1740番地2	http://tsuruishouten.jp/company/	Tel:089-973-4111 Fax:089-973-4181

当協会では昨年の5月より、木造住宅等地域材利用拡大事業に取組み、10月に事業が無事完了しました。

木協だよりでは、反響の大きかった松山空港ビルの展示物、南海放送のスタジオセット、躯体整備事業、林業会館1階部分の外壁、そして木材協会の事務所の内装工事について取り上げます。

松山空港ビルのベンチ・テーブルの作製・展示



松山空港ビルのご協力により、出発ロビー・到着ロビー・憩いの広場に県産材を使用したベンチとテーブルを合わせて73台製作し、展示をしました。平成27年10月28日には空港関係者や愛媛県等で御披露目式を行い、新聞・テレビ等のメディアにも取り上げられ、県産材をPRすることができました。松山空港を利用するお客様は中四国で最多の280万人になったようで、県内外や海外の方々に、休憩や待ち合わせ場所として気持ちよく利用してもらっています。空港関係者や利用客から県産材製品に対し、高い評価を得ました。



井関会長と清水松山空港ビル社長

南海放送のスタジオセットの作製・展示

南海放送のご協力により、県産材を利用したスタジオセットを作製しました。平成27年10月27日にスタジオセット贈呈式を行い、「RNBホット情報」(平日昼11:25~)で11月2日の放送から使用されています。リニューアル第1回目のゲストとして井関会長が出演し、県産材をPRしていただきました。



井関会長と田中南海放送社長



スタジオセットで挨拶をする井関会長

実大の構造躯体を製作しました!



「えひめ暮らしと住まいフェア」にて

愛媛県林材業振興会議と連携して、在来軸組工法の構造の信頼性やCLT等の新しい部材をPRする実大の構造躯体(8坪:3.64m×3.64m×2・高さ4m)を愛媛ブランド材を使用して作製しました。

向かって右半分は暖すぎ、左半分は暖ひのきを使用しており、半分の部分だけでも展示が可能なように設計しているため、規模の小さい展示会などでも設置できるようにしています。会員の皆様にも貸し出しを致します。

完成した躯体は、平成27年10月24日に開催された「えひめ暮らしと住まいのフェア」に展示し、多くの人に木のあたたかみや木目の安らぎを体験していただきました。

林業会館1階駐輪場の外壁木質化

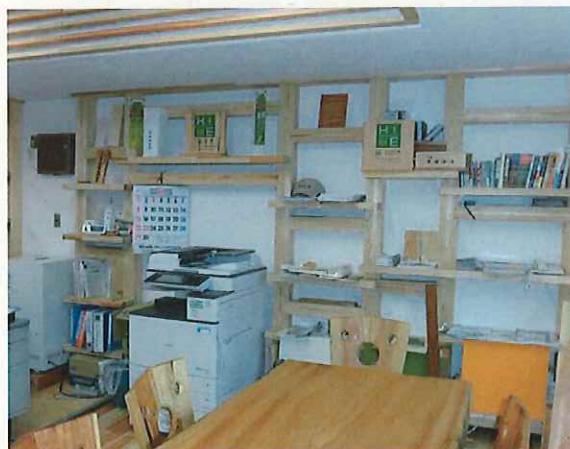


平成27年10月14日に、林業会館1階の駐輪場の外壁の木質化の工事が完了しました。

RC造建築の外壁を防腐木材や熱処理で被覆・装飾することで、会館訪問者や多数の往来者の目に留めてもらい、外構の新しい木材の利用方法として展示やPRを行っています。

早速問い合わせもあり、木材への関心の高さを感じています。

木材協会事務所の内装木質化!



構造材による内装木質化

当事務所の壁、床、家具等の木質化を行いました。事務所に入ってすぐ正面の壁には、構造材を縦・横に配置して森林を表現しました。左半分は媛ひのき、右半分は媛すぎを使用し、一番右の柱は磨き丸太を使っています。この補助事業で作製した、会員の皆様のパンフレットやみきゃんの組み木、媛すぎ・媛ひのきのエンブレム、木材関係資料なども展示しています。是非お立ち寄り下さい。

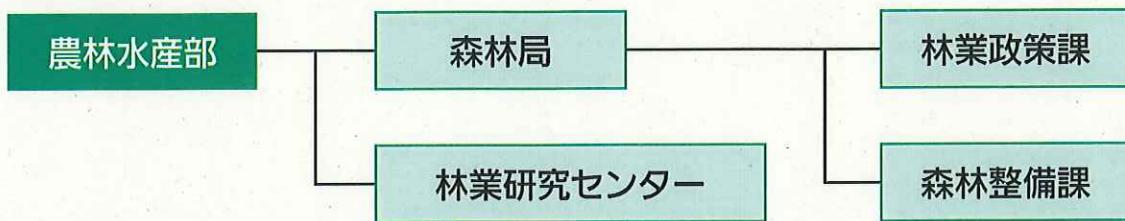


ケヤキの机とスギの椅子



媛ひのきのエンブレム

組織図



平成28年4月1日付け県庁・林業研究センター及び当協会職員について紹介します。カッコ内は担当業務及び研究課題です。

愛媛県

● 農林水産部長	玉田 光彦	● 森林整備課長	青野 正義
● 森林局長	重松 義人	● 主幹(事務)	石川 久二夫
● 林業政策課長	佐々木 秀和	● 主幹(技術)	宮内 隆宏
● 主幹(事務)	鳥生 敬央	● 工事検査専門員	西部 郁孝
● 主幹(技術)	岡 久夫		
● 検査班長	玉田 建夫		

木材流通戦略係

● 係長(内4144)	村上 克和 (JAS規格の普及、認証材制度、国補助事業、木質バイオマス等)
● 担当係長(内4143)	信高 浩二 (県産CLT普及促進事業、愛媛県産材製品市場開拓促進事業等)
● 技師(内4145)	真鍋 文哉 (県産材輸出支援事業、県産材販路開拓・製品増産支援事業等)
● 技師(内4146)	安東 侑希 (公共施設木材利用推進事業、愛媛材住宅普及啓発事業等)

林業研究センター

● センター長	須賀 康
● 研究指導室長	小川 俊治
● 主任研究員	横田 由香 (県産クヌギの材質特性の評価及び乾燥技術の開発等)
● 主任研究員	玉置 教司 (県産材による直交集成板の試作と強度性能評価等)
● 研究員	中川 美幸 (木質ハイブリッド耐火部材及び構造システムの開発等)

木材協会

● 常務理事	三好 誠治 (JAS認定工場の検査・指導、国補助事業、JAS同等材の検査(公共)等)
● 総務部長	原田 信幸 (JAS同等材の検査(一般住宅)、利子補給住宅の検査、改善資金等)
● 業務部長	鋤先 孝一 (林災防、安全衛生教育研修事業、緑の雇用、巡回特殊健康診断等)
● 会計主任	草園 加奈枝 (合法木材事業者認定、林災防の研修に関すること等)
● 事務職員	川端 彩愛 (国補助事業、協会単独事業、利子補給住宅・JAS同等材事務補助等)

行政機関(林業関係)の連絡先一覧

愛媛県・地方局(支局)森林林業課等の連絡先です。参考にして下さい。

機関名	住 所	電話番号
林業政策課(木材流通戦略係)	〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2	Tel.089-912-2589
東予地方局四国中央森林林業班	〒799-0404 四国中央市三島宮川4-6-53	Tel.0896-23-2393
東予地方局森林林業課	〒791-0508 西条市丹原町池田1611	Tel.0898-68-7438
東予地方局今治支局森林林業課	〒794-8502 今治市旭町1-4-9	Tel.0898-25-2193
中予地方局森林林業課	〒790-8502 松山市北持田町132	Tel.089-909-8767
中予地方局久万高原森林林業課	〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万571-1	Tel.0892-21-1265
南予地方局八幡浜支局森林林業課	〒796-0048 八幡浜市北浜1-3-37	Tel.0894-22-2031
南予地方局八幡浜支局大洲森林林業振興班	〒795-0063 大洲市田口甲425-1	Tel.0893-24-4131
南予地方局森林林業課	〒798-8511 宇和島市天神町7-1	Tel.0895-22-3163
南予地方局愛南森林林業振興班	〒798-4110 南宇和郡愛南町御莊平城3048	Tel.0895-72-0931
農林水産研究所 林業研究センター	〒791-1205 久万高原町管生二番耕地280-38	Tel.0892-21-2266



平成28年度 研修会のご案内

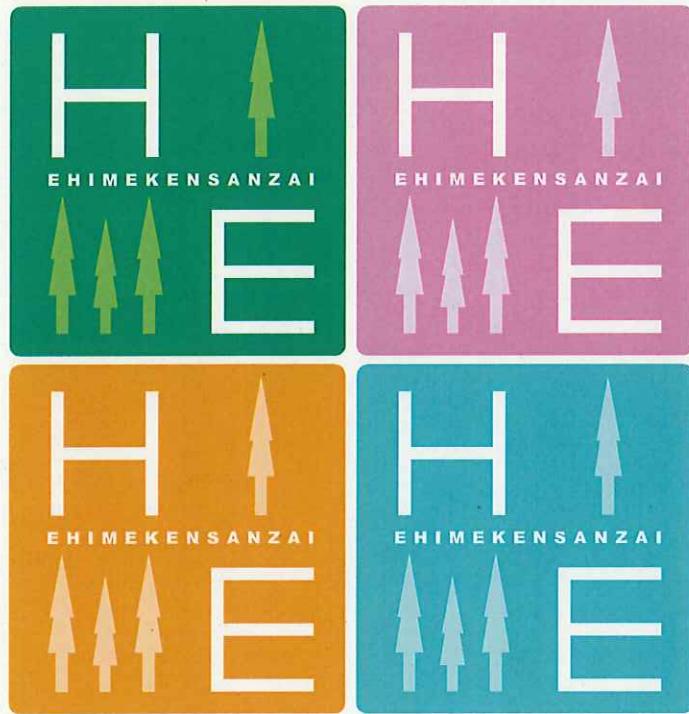
愛媛県木材協会では、愛媛県内のJAS規格の普及や認定取得の促進、経営体質強化、そして更なる木材業界の発展を図るため、会員の皆様を対象とした研修会やセミナーを4回開催いたします。

詳細が決まりましたら、会員の皆様にご案内いたしますので、万章お繰り合わせの上、多数のご参加をいただきますようよろしくお願ひいたします。

主催:一般社団法人愛媛県木材協会

テーマ	日程(予定)	講師(予定)	内容(予定)
JASに関する研修	平成28年6月20日(月)	愛媛県木材協会職員等	JASの概要 運用方法など
工場視察と研修	平成28年7月14日(木)	愛媛ドライウッド㈱ 愛媛プレカット㈱	工場の視察 業務内容の研修など
経営・経理の研修	平成28年10月13日(木)	青野会計事務所 青野税理士	適正な会計処理の方法 経営戦略の立て方など
木材基礎知識の研修	平成29年1月頃	林業研究センター職員 愛媛県木材協会職員等	CLTの加工技術 木材強度 乾燥の知識など

- いずれも約2~3時間程度の研修を予定しています。
- 参加費は無料ですが、参加旅費は自己負担をお願いします。



一般社団法人 愛媛県木材協会
愛媛県木材製材協同組合
林業・木材製造業労働災害防止協会愛媛県支部

〒790-0003
愛媛県松山市三番町4丁目4-1 林業会館3階
Tel.089-948-8973
Fax.089-948-8974
H P.<http://ehimewoodpage.com/>